

第3回における論点

1 業務による心理的負荷の評価基準の明確化についての具体的な論点
(特に明確化が必要と考えられる事項)

① 複数の出来事が存在する事案について、総体としての心理的負荷の程度を強度のものと評価する場合の考え方を具体的に示すことはできないか。

例えば、

- ・ 中程度の心理的負荷の出来事が2つ（以上）認められた場合は、単純に、強度の心理的負荷があったと評価することができるか。
- ・ 特定の出来事の組み合わせについて、心理的負荷を強度のものと評価するものとし、出来事の組み合わせを示すことができるか。
- ・ また、複数の出来事について心理的負荷の総体を評価するにあたり、出来事の発生時期の近接性を考慮に入れる必要はないか。

複数の出来事が認められる場合には、その各々の心理的負荷の強度の総体が「業務による強い心理的負荷」といえるか否かについて、各々の出来事の発生時期、当該出来事の持続、改善の状況等と精神障害発病の関係について個々の事案に即して総合的に検討することとするとしている。（平成11年補償課長名事務連絡）

② 労働時間数が精神障害の発症に及ぼす影響を、具体的に示すことはできないか。

- ・ 現行判断指針が、労働時間の程度のみを要件として強い心理的負荷の存在を肯定するものとして示している「極度の長時間労働、例えば、数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働」について、評価期間や時間数を示すなどより具体的に示すことができないか。

現行判断指針では、「極度の長時間労働」はそれ自体がうつ病等の発症原因となるおそれのあることを示しているが、その時間数の目安は示していない。

「出来事」の強度を修正し、また、「出来事後の状況の持続する程度」を「特に過重」と判断することができる「恒常的な長時間労働」については、1か月当たりおおむね100時間程度の時間外労働である旨を示している。（平成20年職業病認定対策室長事務連絡）

- ③ その他、業務による心理的負荷の評価基準の明確化について検討すべき事項はないか。

2 心理的負荷の評価対象について

① 心理的負荷の評価の対象となる職場における出来事は、対象疾病の発病前「おおむね6か月」以内に発生したものに限定されているが、この発病前の期間をおおむね6か月に限定することは、最新の知見においても適当であるか。

- ・ 6か月より前に発生した職場における出来事が原因で業務上と認められる精神障害（例外事例）はあると考えられるか。
- ・ 例外があるとすれば、どの程度の発生頻度が考えられるか。
- ・ 例外があるとすれば、それを類型化することができるか。
- ・ 次のような事例は、例外と考えられるか。
 - ◇ 両足切断の大ケガをし、社会復帰が困難であることから精神障害を発病した。ケガをしたのは発病の1年前。
 - ◇ じん肺で療養中の者が、死の恐怖から精神障害を発病した。死の恐怖を感じるようになったのは発病の10か月前。
 - ◇ 1年間のノルマとして達成困難なものが命じられ、その期限が近付くことから精神障害を発病した。ノルマが命じられたのは発病の9か月前。
 - ◇ 海外への長期出張を命じられ、現地は治安が悪く、また、取引先とのコミュニケーションが困難なことから精神障害を発病した。出張の始期は発病の10か月前。

平成11年報告書においては、「Paykelらの自殺未遂者のライフイベントに関する研究などに代表されるように、精神障害発病の6か月前からの出来事が調査されるのが一般的である。その理由は、発病から遡れば遡るほど出来事と発病との関連性を理解するのが困難になるためであり、事実、各種研究結果においても精神障害が発病する前1か月以内に主要なライフイベントのピークが認められるとする報告が多い。また、このことについてはICD-10分類F43.1外傷後ストレス障害（Post-Traumatic Stress Disorder）の診断ガイドラインに、「心的外傷後、数週から数か月にわたる潜伏期間（しかし6か月を超えることは希）」とされていることも参考に、当該精神障害発病前概ね6か月以内の出来事を評価することが妥当である。」とされている。